

自衛消防隊の組織編成基準

防火対象物において火災、地震その他の災害等が発生した場合に、迅速かつ的確な自衛消防活動を行うために当該防火対象物の実態に即した自衛消防隊の組織編成を行うことである。

第1 自衛消防に係る用語の定義

自衛消防に係る用語の定義は、次のとおりとする。

1 自衛消防

防火管理のうち、防火対象物及びその存する敷地等において、火災、地震その他の災害等による人的又は物的な被害を最小限に止めるため、事業所で行う必要な措置の総称をいう。

2 自衛消防隊

条例第55条の4第1項に規定する自衛消防の組織をいう。

3 自衛消防活動

自衛消防隊が自衛消防のために行う情報の収集、初期消火、通報連絡、避難誘導、消防隊への情報提供その他の自衛消防の活動をいう。

4 防災センター

総合操作盤その他これに類する設備により、当該防火対象物の消防用設備等又は特殊消防用設備等その他これらに類する防災のための設備を管理する場所をいう。

5 防災センター要員

防災センターにおいて、監視、操作等の業務に従事し、かつ、災害等が発生した場合に自衛消防の活動を行う者をいう。

なお、条例第55条の2の2第1項に定める防災センター要員にあつては防災センター要員講習を修了し、かつ、条例第62条の4に規定する自衛消防技術認定証を有する者であることが求められる。

また、条例第55条の5第4項が該当する防災センター要員にあつては、自衛消防技術認定証を有する者であることが求められる。

6 自衛消防活動中核要員

条例第55条の5に規定する自衛消防活動中核要員をいう。

なお、条例第55条の5第1項により、自衛消防活動中核要員は、自衛消防技術認定証を有していることが必要となる。自衛消防中核要員の必要人員、配置方法、装備品等は、条則第11条の5及び第11条の6に規定されている。

7 自衛消防組織

法第8条の2の5に基づき、政令第4条の2の4に掲げる防火対象物の管理権原者が、当該防火対象物に置く自衛消防活動を行う組織をいう。

8 統括管理者

政令第4条の2の8に基づき、自衛消防組織に置かれ、これを統括する者をいう。

9 自衛消防要員

政令第4条の2の8に基づき、自衛消防組織に置かれ、この業務を行う者をいう。

10 告示班長

規則第4条の2の10第4項に規定する統括管理者の直近下位の内部組織で規則第4条の2の11各号に掲げる業務を分掌するものを統括する者をいう。

11 自衛消防業務講習修了者等

政令第4条の2の8第3項第1号に規定する自衛消防組織の業務に関する講習(以下「自衛消防業務講習」という。)の課程を修了した者又は規則第4条の2の13各号に掲げる者をいう。

第2 適用範囲

この基準に基づき適用される防火対象物の範囲は、次に掲げるものとする。

- 1 政令第1条の2第3項第1号に規定する防火対象物
- 2 条例第55条の3第1項各号に掲げる防火対象物

第3 自衛消防隊の組織編成の基本

自衛消防隊の組織編成は、次によりものとする。

1 事業所自衛消防隊の組織編成

(1) 事業所ごとの自衛消防隊(以下「事業所自衛消防隊」という。)の組織は、防火管理者による消防計画の作成単位ごとに編成するものとし、事業所の用途、規模、収容人員、従業員、使用形態、管理形態等の状況に即した組織とする。

(2) 事業所自衛消防隊の組織は、事業所自衛消防隊長及び班(以下「事業所本部隊」という。)から構成される。

ア 事業所本部隊は、当該事業所における自衛消防活動を行う。

イ 事業所自衛消防隊長は、当該事業所における自衛消防活動全般に関する権限を行使できる者とし、原則として、当該防火対象物に勤務する防火管理者を充てるものとする。ただし、これにより難しい場合は、当該事業所に勤務する管理的又は監督的立場の者で、自衛消防に関する必要な知識及び技能を有すると認められる者(防火管理技能講習修了者、防火管理講習修了者、防災管理講習修了者、自衛消防業務講習修了者等、防災センター要員講習修了者、自衛消防技術認定証を有する者等(以下「防火管理技能講習修了者等」という。))のことで、)とすることができる。

ウ 事業所の営業時間中又は就業時間中において事業所自衛消防隊長が不在となる時間帯に備え、当該防火対象物に勤務する当該隊長の代行者を定めるものとする。この場合において、当該代行者は努めて複数とし、いずれも自衛消防活動に必要な権限を付与するとともに、代行の優先順位を定めておくものとする。

また、当該代行者は、努めて防火管理技能講習修了者等とする。

エ 通報連絡(情報収集及び伝達、消防用設備等の監視・操作等も含むものとする。以下同じ。)、初期消火、避難誘導又は応急救護(救出も含むものとする。以下同じ。)の任務を基本とした上で従業員数等に応じて安全防護措置、避難介助等の任務を付加するものとし、一の任務を行う者が2名以上で班を編成し、各班には班長を置くものとする。

(3) 大規模事業所等の事業所自衛消防隊については、防火対象物及び敷地の規模又は管理範囲等から、必要に応じて事業所本部隊の下に事業所地区隊を設ける。

ア 事業所地区隊は、事業所地区隊長及び班から構成される。

イ 事業所地区隊は、階、棟等を基準として設ける。

ウ 事業所地区隊は、担当する地区における自衛消防活動を行う。

エ 事業所地区隊長は、努めて防火管理技能者等とする。

オ 編成については、(2)、エの例による。

(4) 事業所本部隊、事業所地区隊等の呼称は、当該事業所において定めるところによる。

(5) 火災以外の災害等についてもアからエまでにより編成した事業所自衛消防隊が対応

することとなるが、これに因り難い場合において事業所自衛消防隊長が各班の人員を増強若しくは移動し、又は別の任務を行う班を編成するなどの対応により、効果的な自衛消防活動を行わせることができよう権原を付与する。

2 休日・夜間等の自衛消防の組織編成

休日営業、夜間営業、24時間営業等で従業員が交替し、又は大幅に減少するなど組織及び構成員の体制が異なる場合の事業所自衛消防隊の組織は、原則として別編成とする。この場合、当該編成を消防計画に定める必要がある。

(1) 従業員が交替する場合

営業時間中の夜間時間帯等における従業員の交替によって、人員構成が大幅に変わり、通常体制の事業所自衛消防隊の編成による活動体制が確保できない状況となる場合、夜間体制等の事業所自衛消防隊は別編成とする。

なお、夜間体制等の事業所自衛消防隊も、隊長(代行者)、通報連絡、初期消火、避難誘導、応急救護の任務はそれぞれ異なる者を確保することを原則とする。ただし、1号消火栓を操作するため、初期消火班に2名置く必要がある場合など、一の班に複数置く必要がある場合は、任務の兼務を可能とする。

(2) 従業員が減少する場合

営業時間中の夜間時間帯等における従業員の減少によって、人員構成が大幅に変わり、通常体制の事業所自衛消防隊の編成による活動体制が確保できない状況となる場合、夜間体制等の事業所自衛消防隊は別編成とする。

なお、夜間体制等の事業所自衛消防隊も、隊長(代行者)、通報連絡、初期消火、避難誘導、応急救護の任務はそれぞれ異なる者を確保することを原則とする。この場合、事業所地区隊の担当区域を変更しても差し支えない。

3 防火対象物自衛消防隊の組織編成

(1) 防火対象物全体にわたる自衛消防隊(以下「防火対象物自衛消防隊」という。)の組織は、防火対象物に存する全ての事業所自衛消防隊の参画により編成するものとし、防火対象物の用途、規模、収容人員、従業員、使用形態、管理形態等の状況に即した組織とする。

(2) 防火対象物に事業所自衛消防隊が1の場合

ア 防火対象物自衛消防隊の組織は、防火対象物自衛消防隊長及び班(以下「防火対象物本部隊」という。)から構成される。

イ 防火対象物本部隊は、当該防火対象物における自衛消防活動を行う。

ウ 防火対象物自衛消防隊長は、当該防火対象物における自衛消防活動全般に関する権限を行使できる者とし、原則として、当該防火対象物に勤務する防火管理者を充てるものとする。ただし、これにより難い場合は、当該事業所に勤務する管理的又は監督的立場の防火管理技能講習修了者等とすることができる。

エ 防火対象物の営業時間中又は就業時間中において防火対象物自衛消防隊長が不在となる時間帯に備え、当該防火対象物に勤務する当該隊長の代行者を定めるものとする。この場合において、当該代行者は努めて複数とし、いずれも自衛消防活動に必要な権限を付与するとともに、代行の優先順位を定めておくものとする。

また、当該代行者は、努めて防火管理技能講習修了者等とする。

オ 通報連絡、初期消火、避難誘導又は応急救護の任務を基本とした上で従業員数等に応じて安全防護措置、避難介助等の任務を付加するものとし、一の任務を行う者が2名以上で班を編成し、各班には班長を置くものとする。

- (3) 大規模事業所等の防火対象物自衛消防隊については、防火対象物及び敷地の規模又は管理範囲等から、必要に応じて防火対象物本部隊の下に防火対象物地区隊を設ける。
- ア 防火対象物地区隊は、防火対象物地区隊長及び班から構成される。
 - イ 防火対象物地区隊は、階、棟等を基準として設ける。
 - ウ 防火対象物地区隊は、担当する地区における自衛消防活動を行う。
 - エ 防火対象物地区隊長は、努めて防火管理技能者等とする。
 - オ 編成については、(2)、オの例による。
 - カ 防災センター又はこれに準ずる場所がある場合、これを防火対象物本部隊の拠点とする。
 - キ カ以外に副防災センター又はこれに準ずる場所がある場合は、その有する機能、人員、管理区域等に応じて当該場所を防火対象物地区隊の拠点とすることができる。
 - ク 防火対象物自衛消防隊の編成をもって、事業所自衛消防隊を編成したものとする。
- (4) 防火対象物本部隊、防火対象物地区隊等の呼称は、当該防火対象物において定めるところによる。
- (5) 火災以外の災害等についてもアからエまでにより編成した防火対象物自衛消防隊が対応することとなるが、これに因り難い場合において防火対象物自衛消防隊長が各班の人員を増強若しくは移動し、又は別の任務を行う班を編成するなどの対応により、効果的な自衛消防活動を行わせることができるよう権原を付与する。
- (6) 防火対象物に事業所自衛消防隊が複数ある場合（共同防火管理対象物の場合）
- ア 防火対象物自衛消防隊の組織は、共同防火管理協議事項に基づき防火対象物本部隊及び防火対象物地区隊から構成する。
 - イ 防火対象物本部隊は、防火対象物における自衛消防活動を行う。
 - ウ 防火対象物自衛消防隊長は、当該防火対象物における自衛消防活動全般に関する権限を行使できる者とし、原則として、当該防火対象物に勤務する統括防火管理者を充てるものとする。ただし、これにより難い場合は、当該防火対象物に勤務する管理的又は監督的立場の防火管理技能講習修了者等とすることができる。
 - エ 防火対象物の営業時間中又は就業時間中等（防火対象物の一部が営業時間中又は就業時間中等の場合を含む。以下同じ。）において防火対象物自衛消防隊長が不在となる時間帯に備え、当該防火対象物に勤務する当該隊長の代行者を定めるものとする。この場合において、当該代行者は努めて複数とし、いずれも当該防火対象物における自衛消防活動に必要な権限を付与するとともに、代行の優先順位を定めておくものとする。
なお、防火対象物自衛消防隊長の代行者は、努めて防火管理技能講習修了者等とする。
 - オ 防災センター又はこれに準ずる場所がある場合、これを防火対象物本部隊の拠点とする。
 - カ オ以外に副防災センター又はこれに準ずる場所がある場合は、その有する機能、人員、管理区域等に応じて当該場所を防火対象物地区隊の拠点とすることができる。
 - キ 事業所自衛消防隊を以て、原則、防火対象物地区隊とする。
 - ク 防火対象物本部隊、防火対象物地区隊等の呼称は、当該防火対象物側において定めるところによるものとする。
- (7) 防火対象物に事業所自衛消防隊が複数ある場合（(6)以外の場合）
- ア 防火対象物の各管理権原者の協議等に基づき、代表する事業所の消防計画の中に

(6)に準じて防火対象物自衛消防隊の編成について盛り込むものとする。

イ 前アの場合においては、当該代表する事業所の事業所自衛消防隊を編成したものとみなすものとし、防火対象物自衛消防隊長は、当該代表する事業所の防火管理者等を充てるものとする。

(8) 統括管理者及び要員の配置

法第8条の2の5に基づき、政令第4条の2の4に掲げる防火対象物に自衛消防隊を設ける場合は、前(7)までの他、次のとおりとする。

ア 統括管理者は、防火対象物における自衛消防活動全般に関する権限を行使できる者とし、統括防災管理者、統括防火管理者、防火管理者、防災センターの長その他の管理的又は監督的な立場の者を充てること。

イ 統括管理者は、防火対象物自衛消防隊長又は当該隊長不在時の代行者兼副隊長のいずれかに位置づけること。

ウ 統括管理者の役割を果たすために必要な責務、役割、権限等を消防計画に定めること。

エ 告示班長は、自衛消防業務講習修了者等とすること。

オ 統括管理者及び告示班長は、防火対象物本部隊に配置すること。

カ 条例第55条の5の規定の適用を受ける場合、統括管理者及び告示班長は、努めて自衛消防活動中核要員を活用すること。

キ 規則第4条の2の11に定める要員の人数は、原則として各業務について複数の要員を確保すべき旨の規定であり、防火対象物自衛消防隊全体で業務ごとに人数が確保されていれば差し支えないこと。

ク 防火対象物地区隊、防火対象物本部隊及び各防火対象物地区隊の中に組織される班等は、規則第4条の2の11第3項に規定する内部組織であること。

(9) 自衛消防活動中核要員の配置

自衛消防活動中核要員は、防火対象物自衛消防隊（令別表第1、(5)項口に掲げる用途に供される部分に属する隊を除く。）に条則第11条の5の規定による算定人員以上の人員を確保するものとし、その配置方法は次のとおりとする。ただし、防火対象物の位置、構造、設備、収容人員、従業員、使用形態、管理形態等から判断して、自衛消防活動上支障ないと認められる場合はこの限りでない。

ア 防火対象物本部隊に配置する自衛消防活動中核要員を本部中核要員とする。

イ 本部中核要員以外の自衛消防活動中核要員を地区中核要員とし、防火対象物の階、棟等の担当する区域（以下「担当区域」という。）に配置する。

なお、担当区域は、防火対象物の規模、収容人員等を考慮して定めるものとする。

ウ 担当区域の数は、条則第11条の5により算出した数から7を減じた数を6で除した数（1未満のはしたの数は切り捨てるものとする。）とする。ただし、従業員の数がその担当区域にそれぞれ配置すべき最低人数（6名）を満たすことができない場合は、当該担当区域の数については、従業員の数から本部中核要員の数7名を減じた数を6で除した数（1未満のはしたの数は切り捨てるものとする。）とすることができる。

エ 本部中核要員の数は、7名以上とする。ただし、従業員の数が7名に満たない場合は当該従業員の数とする。

オ 本部中核要員は、本部隊の拠点での活動要員及び現場での活動要員として防火対象物全域を所管するものとする。

カ 地区中核要員の数は、一つの担当区域あたり6名以上とする。

キ 地区中核要員は、自己の担当区域において出火した場合は、原則として火点階の自衛消防活動に従事するものとし、他の担当区域において出火した場合は、自己担当区域での必要な活動を行うほか、必要に応じ出火した担当区域への支援を行うものとする。

ク 地区中核要員は、原則として担当区域に勤務する自衛消防隊員の中から配置するものとする。この場合、防火対象物全体に勤務しているとみなされる防災センター要員等の自衛消防中核要員は、本部中核要員に配置する者以外の者は地区中核要員として配置することができるものとする。

ケ 防火対象物自衛消防隊長及び防火対象物地区隊長の代行者、班長等は、努めて自衛消防活動中核要員の活用を図るものとする。

(10) 防災センター要員の配置

防災センター要員は、防火対象物本部隊に配置する（副防災センターが防火対象物地区隊に属する場合は、当該副防災センター要員を当該防火対象物地区隊に配置することができる。）ものとし、その配置方法は次のとおりとする。ただし、防火対象物の位置、構造、設備、収容人員、従業員、使用形態、管理形態等から判断して、自衛消防活動上支障ないと認められる場合はこの限りでない。

ア 条例第55条の2の3第1項に基づく防災センター要員は、当該防災センターにおいて消防用設備等又は特殊消防用設備等の総合操作盤又は制御装置等の監視、操作等を常時（24時間）行うことができるように配置する。

イ 条例第55条の5第4項に基づき、防災センター要員は自衛消防活動中核要員とする必要がある。

ウ 条例第55条の2の2第2項の規定に基づく防災センター管理計画が定められている防火対象物については、当該計画による防災センター要員数を努めて確保するものとする。

3 用途等に応じた付帯事項

自衛消防隊の組織編成の基本に加え、防火対象物の用途等に応じた次の付帯事項を考慮し、自衛消防隊の組織編成を行うものとする。

用途等	付 帯 事 項
(1)項 〔劇場、映画館、公会堂、 集会場、観覧場等〕	・観客の避難誘導を重点とした編成 ・興行中の主催者が存する場合における、主催者側の人員を配置した避難誘導體制の強化 ・2階席以上がある場合における、階ごとの避難誘導員の配置 ・オールナイト興行等を行う場合における体制
(2)項、(3)項 〔キャバレー、カラオケ ボックス、遊技場、ダ ンスホール、飲食店等〕	・建物内部に精通している従業員等を避難誘導員に指定
(4)項 〔百貨店、物品販売店舗、 展示場等〕	・大規模なバーゲンセール、定期的な催事を行う場合における編成 ・臨時的にビアガーデン等を行う場合の編成 ・階の売場ごとに地区隊を編成 ・階段ごとに避難誘導員の指定 ・アルバイト・パート従業員のみによる営業における編成
(5)項イ 〔ホテル、旅館等〕	・大規模な展示会等の催事が行われる場合における編成 ・階ごとに区分した地区隊の編成

(6)項イ、ロ、ハ 〔病院、社会福祉施設等〕	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導を重点とした編成 ・自力避難困難者が入所する場合における、避難誘導及び救出を重点とした編成 ・避難口を開放する担当者の指定
(6)項ニ、(7)項 〔学校、幼稚園等〕	<ul style="list-style-type: none"> ・各クラスごとに避難誘導員を指定 ・定時制及び全日制を有する場合の編成
(8)項〔図書館、博物館等〕	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導を重点に自衛消防隊を編成する。 ・特別展等、来館者が多数となる場合における避難誘導班の強化
(9)項 〔公衆浴場、蒸気浴場等〕	<ul style="list-style-type: none"> ・初期消火を重点とした編成 ・蒸気浴場における、密閉した個室個々の避難誘導を重点とした編成
(10)項〔駅舎等〕	<ul style="list-style-type: none"> ・多数の乗降客の避難誘導を重点とした編成
(11)項、(17)項 〔重要文化財、神社等〕	<ul style="list-style-type: none"> ・初期消火及び重要文化財等の搬出を重点とした編成
(12)項イ 〔工場、作業場等〕	<ul style="list-style-type: none"> ・危険物や高圧ガス等を貯蔵し、又は取り扱っている事業所における、専門技術者の活用 ・敷地内の施設等ごとの地区隊の編成
(12)項ロ 〔テレビスタジオ等〕	<ul style="list-style-type: none"> ・初期消火を重点とした編成 ・観客、出演者、スタッフ等の避難誘導を重点とした編成
(13)項、(14)項 〔駐車場、倉庫等〕	<ul style="list-style-type: none"> ・初期消火を重点とした編成